

【中国】兵役法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 兵役法の改正案が2011年10月29日第11期全国人民代表大会常務委員会第23回会議で採択され、同日公布、施行された(主席令第50号)。経済発展に伴い青年の価値観が多様化する中、高等教育を受けた優秀な人材の確保と退役軍人の処遇の改善が改正の目的である。

兵役法改正の経緯

中国では1955年に最初の兵役法が制定されたが、1970年代後半の社会主義市場経済への移行に伴い兵役制度の見直しが行われ、1984年に現行の兵役法が新たに制定された。その後1998年に、1997年の国防法の制定に伴う関連条項の改正のほか、従来「義務兵役制を主体として義務兵と志願兵(注1)とを結合させた兵役制度」から義務兵役制を主体とすることを削除した「義務兵と志願兵とを結合させた兵役制度」への転換、義務兵の兵役期間の短縮等を盛り込んだ改正が行われた。2009年にも、戦時に現役軍人が部隊から逃走した場合の処罰条項の削除及び用語の改正を行っている。

今回の改正について、軍総参謀部動員部は、①軍隊の現代化に必要な優秀な兵員の徴集、②軍人の身分保障による人材の確保及び流出防止、③退役軍人の処遇、が従来からの重要課題であり、その解決を図ったものとしている(注2)。改正作業は、総参謀部が2005年8月から準備を進め、2006年9月に国务院及び中央軍事委員会に草案を提出し、これらの法制部門が検討と修正を重ねてきた。2011年6月10日に改正法案が正式に全人代常務委員会に提出され、6月と10月の2回の審議を経て、10月29日に採択された。

改正の概要

改正兵役法(以下「新法」)(注3)は、全12章74か条から成る。構成は、第1章総則、第2章平時徴集、第3章下士官及び兵士の現役及び予備役、第4章将校の現役及び予備役、第5章軍隊学院・学校が募集する学生、第6章民兵、第7章予備役要員の軍事訓練、第8章普通大学・高等専門学校及び普通高校の学生の軍事訓練、第9章戦時の兵員動員、第10章現役軍人の待遇及び退役軍人の処遇、第11章法的責任、第12章附則となっている。次に、大学生の徴集、現役軍人の待遇、退役軍人の処遇を中心に主要な改正点を紹介する。

・大学生の徴集等

徴集の対象は、18歳以上22歳未満の男子公民が原則(女子は必要に応じて、満17歳の男子は本人の志願により徴集することができる)だが、新法では、大学・専門学校の卒業生の場合は満24歳まで徴集可能(第12条)とした。また旧法に定められていた全日制学校の学生の徴集猶予規定を削除し、対象者が世帯の生活を維持する唯一

の労働力である場合のみ徴集を猶予できるとした（第 16 条）。服役前に大学に合格し又は在学している者は退役後 2 年以内に入学又は復学できること、奨学金の給付、学費の減免、農村幹部への優先的任用（第 55 条）等の優遇策も定める。そのほか、国防生（軍から奨学金を給付され、一般の大学等で教育を受け、卒業後は軍隊に入隊する学生）についての規定（第 36 条、第 50 条、第 55 条等）も新たに設けられた。なお、徴集を拒否又は忌避する者には、公務員又は公務員法が適用される職員への採用禁止、2 年間の出国禁止及び進学禁止の処分が行われる（第 66 条）。

・現役軍人の処遇

旧法は、義務兵の家族への生活保障、現役軍人の負傷、疾病、死亡時の保障についての規定が主であった。新法では、現役軍人にその職責にふさわしい待遇を保障すること、その待遇は国民経済の発展に見合ったものとする、医療、住宅等の福利厚生充実、軍人保険制度の実施、階級別給与制度の実施、昇給システムの構築等が定められた（第 53 条）。軍人の給与は最近の 6 年間に 3 回の全面昇給が行われている。

・退役軍人の処遇

国は、就業支援を主とし、自主的な就業、政府による職の割当て、定年退職の処遇、生活補助及び学業の継続等を組み合わせた退役軍人の処遇制度を構築する（第 54 条）という原則が示された。従来、退役軍人の再就職等は原徴集地の人民政府が責任を負い、それが都市か農村かで異なる処遇が規定されていたが、新法ではこの区別をなくした。義務兵と服役期間が 12 年未満の志願兵が退役した後は、原徴集地の県級以上の人民政府が受け入れ、職業教育・訓練を無料で実施すること、公務員への優先的登用、一時金の支給、必要経費を中央政府と地方政府が負担すること（第 60 条）等が定められた。服役期間が 12 年を超える退役軍人には、県級以上の地方人民政府が職を割り当てるが、自主的な就業を望む場合は第 60 条の規定で処遇し、服役期間が 30 年に又は年齢が満 55 歳になった軍人は定年退職となり、その処遇を受ける（第 61 条）。政府機関、団体、企業等は、退役軍人を受け入れる義務を有し、職員等を採用する場合には、同じ条件下では退役軍人を優先的に採用しなければならないこと、退役軍人の受入機関等は、国の規定により税の優遇等を受けられること（第 64 条）も規定している。

なお、退役軍人の処遇については、兵役法に基づいた「退役軍人処遇条例」が 2011 年 10 月 29 日に公布、11 月 1 日に施行された（国务院令第 608 号）。

注(インターネット情報は 2011 年 12 月 16 日現在である。)

(1)義務兵(徴集兵)の服役期間は現在一律 2 年である。毎年徴集する義務兵の人数等は国务院及び中央軍事委員会が定めるが、概ね数十万人で、徴集年齢層の 1%程度と言われている。義務兵が服役期間を満了した後に、軍隊の必要及び本人の希望に基づき志願兵になることができる。

(2)「总参动员部就《中华人民共和国兵役法》修改答问」

<http://www.china.com.cn/policy/txt/2011-10/31/content_23775853.htm>

(3)改正後の「中华人民共和国兵役法」は、国务院法制办公室のサイトに掲載。

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201111/20111100352887.shtml>>